自主的避難等対象区域(郡山市)においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害(逸失利益)について、取扱品目や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月分から平成29年7月分まで(原発事故の影響割合は、本店分につき6割ないし5割、福島県内の加工所分につき6割ないし3割、福島県外の支店分につき1割。)賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という)において、申立人X株式会社(以下「申立人」という)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、下記以外の点については、本和解の効力は及ばな いことを相互に確認する。

記

(1) 損害項目

ア 営業損害(逸失利益)
イ 弁護士費用

金1667万5009円 金50万0251円

(2)損害期間

アにつき、自平成27年8月1日 至平成29年7月31日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の各損害項目及び各損害期間についての和解金として、合計金1717万5260円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の各損害項目(第1項記載の期間に限る。) について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立 人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本 件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、 当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。令和元年10月16日

(仲介委員 北澤 尚登)